

1. 件名：使用済燃料から分離した核燃料物質の国外移転に係る面談

2. 日時：令和4年6月21日（火）10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他4名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力機構（以下「原子力機構」という。）から、使用済燃料を海外の再処理工場において再処理した際に分離したプルトニウムを、再処理した国へ譲渡することについて説明があった。

○原子力規制庁より、本件譲渡に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条に規定する譲渡しの制限の除外要件のどの号が該当するのか、譲渡したプルトニウムが平和利用されることをどのように担保するのか等について説明するよう求めた。

○原子力機構より、資料を準備し、後日改めて面談したい旨申し出があった。

○原子力規制庁は、後日改めて面談を実施することについて了承した。

6. 配布資料

なし